

○富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第235号

改正 平成20年3月31日富山市規則第42号

平成21年3月31日富山市規則第37号

平成25年3月29日富山市規則第36号

平成26年3月31日富山市規則第42号

平成27年3月30日富山市規則第23号

平成27年12月28日富山市規則第109号

平成28年3月31日富山市規則第32号

平成28年12月28日富山市規則第106号

令和元年6月28日富山市規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市特定公共賃貸住宅条例（平成17年富山市条例第246号。以下「条例」という。）第39条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(入居者の所得基準)

第3条 条例第6条第3号に規定する基準は、その者の所得が15万8,000円以上48万7,000円以下であることとする。ただし、所得が13万9,001円以上の者で所得の上昇が確実に見込まれるものについては、この限りでない。

(住宅等)

第3条の2 条例第6条第5号に規定する住宅等は、次に掲げるものとする。

- (1) 富山市営住宅条例（平成17年富山市条例第244号）第2条第1号に規定する市営住宅

(2) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例（平成17年富山市条例第245号）第2条第1号又は第2号に規定する賃貸住宅又は賃貸店舗

(3) 富山市地域特別賃貸住宅条例（平成17年富山市条例第247号）第2条第1号に規定する地域特別住宅

(4) 富山市稲代住宅条例（平成17年富山市条例第248号）第1条に規定する富山市稲代住宅

（入居の申込み）

第4条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

(1) 申込みをする者及び同居親族の収入を証する書類

(2) 扶養親族を確認できる書類

(3) 市町村税の納税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（入居決定の通知）

第5条 市長は、条例第7条第2項及び第9条第2項の規定により入居者を決定したときは、特定公共賃貸住宅入居決定通知書により当該入居決定者に通知するものとする。

（入居者の選定の特例）

第6条 条例第8条第2項に規定する同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次に掲げる者とする。

(1) 18歳未満の同居親族が3人以上いる者

(2) 配偶者のない者で、現に20歳未満の同居親族を扶養しているもの

(3) 60歳以上の者又は60歳以上の同居親族がいる者

(4) 障害者（市長が別に定める程度の障害を有する者に限る。以下同じ。）又は障害者の同居親族がいる者

(5) 富山市営住宅に入居している者で、収入超過者であるもの
(連帯保証人)

第7条 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有するものとする。
ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
(請書)

第8条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、特定公共賃貸住宅使用請書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の請書には、前条の要件を満たす連帯保証人1人以上の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添えなければならない。

(連帯保証人の変更又は追加の申請)

第9条 入居者は、前条第2項の連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、特定公共賃貸住宅連帯保証人変更・追加申請書(様式第3号)に特定公共賃貸住宅使用請書(様式第2号)及び同項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入居手続の延期の申請)

第10条 条例第10条第2項の規定により入居の手続を延長しようとする者は、特定公共賃貸住宅の入居の決定のあった日から10日以内に、特定公共賃貸住宅入居手続延期申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

(同居の承認の申請)

第11条 条例第11条の規定による承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(様式第5号)に同居しようとする者の収入を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入居の承継の申請)

第12条 条例第12条の規定による承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生した日から30日以内に、特定公共賃貸住宅入居承継申請書(様式第6号)に特定公共賃貸住宅使用請書(様

式第2号)及び当該承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(同居親族の異動の届出)

第13条 入居者は、出生、死亡又は転出により同居親族に異動が生じたときは、速やかに、その旨を特定公共賃貸住宅同居親族異動届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(家賃)

第14条 条例第13条第1項に規定する家賃は、月を単位とし、別表第1に定める額とする。

2 市長は、条例第13条第2項の規定により家賃を変更するときは、家賃を変更する期日及びその額その他必要な事項を入居者に通知するものとする。

(家賃の減額の申請)

第15条 条例第14条第3項の規定による申請は、毎年指定する期日までに、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書(様式第8号)に入居者全ての所得を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

2 新たに特定公共賃貸住宅に入居しようとする者が家賃の減額を受けようとする場合は、特定公共賃貸住宅入居申込書(様式第1号)の提出をもって前項の申請書の提出があったものとみなす。

3 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を新たに同居させようとする者が家賃の減額を受けようとする場合は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(様式第5号)又は特定公共賃貸住宅同居親族異動届(様式第7号)の提出をもって第1項の申請書の提出があったものとみなす。

(入居者負担額の決定の通知)

第16条 条例第14条第4項の規定による通知は、特定公共賃貸住宅入居者負担額決定通知書により行うものとする。

(入居者負担額の決定)

第17条 条例第15条に規定する入居者負担額は、家賃の減額を受けようとする入居者の所得、年齢及び入居する特定公共賃貸住宅の区分に応じ、市長が決定するものとする。

2 前項の入居者負担額は、月を単位とし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 別表第2

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居する者 別表第3

3 第1項の入居者負担額は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで(第15条第2項に規定する場合においては、入居の日から同日以後最初に到来する3月31日まで)の間適用する。

(家賃の減免又は徴収猶予の申請)

第18条 条例第17条に規定する家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書(様式第9号)に減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(損傷又は破損の届出)

第19条 特定公共賃貸住宅及び共同施設に損傷又は破損が生じた場合において、当該損傷又は破損の修繕に要する費用が条例第20条第1項の規定により市の負担となるものと認められるときは、入居者は、速やかに、当該損傷又は破損を住宅管理人を経由して市長に届け出なければならない。

(不在の届出)

第20条 条例第24条の規定による届出は、特定公共賃貸住宅不在届(様式第10号)を特定公共賃貸住宅を使用しなくなる前日までに市長に提出して行わなければならない。

(用途一部変更の承認の申請)

第 2 1 条 条例第 2 6 条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅用途一部変更承認申請書（様式第 1 1 号）に用途を変更しようとする部分の設計図を添えて、市長に提出しなければならない。

（模様替え又は増築の承認の申請）

第 2 2 条 条例第 2 7 条第 1 項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書（様式第 1 2 号）に該当する部分の平面図及び配置図を添えて、市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出）

第 2 3 条 条例第 2 8 条第 1 項の規定により特定公共賃貸住宅を明け渡そうとする者は、特定公共賃貸住宅明渡届（様式第 1 3 号）により市長に届け出なければならない。

（使用の申込み及び決定）

第 2 4 条 条例第 3 0 条第 1 項の規定により駐車場を使用しようとする者は、特定公共賃貸住宅駐車場使用許可申請書（様式第 1 4 号）を市長に提出しなければならない。

（駐車場の使用料）

第 2 5 条 駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。

特定公共賃貸住宅名	駐車場の使用料（1 区画あたり）
上赤江特定公共賃貸住宅	月額 2, 1 0 0 円

（住宅監理員）

第 2 6 条 条例第 3 6 条に規定する住宅監理員は、別表第 4 の左欄に掲げる特定公共賃貸住宅の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

（住宅検査員証）

第 2 7 条 条例第 3 7 条第 3 項に規定する身分を示す証票は、特定公共賃貸住宅検査員証（様式第 1 5 号）による。

(細則)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成14年富山市規則第54号）又は八尾町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する規則（平成11年八尾町規則第7号）（次項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に合併前の規則により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお合併前の規則の例による。

4 第17条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き合併前の富山市特定公共賃貸住宅条例（平成14年富山市条例第15号）の規定に基づき、富山市特定公共賃貸住宅に入居している者に係る施行日から平成18年3月31日までの入居者負担額は、施行日の前日において適用されていた入居者負担額を同条第1項の入居者負担額とみなす。

附 則（平成20年3月31日富山市規則第42号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日富山市規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定は、この規則

の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 富山市規則第 36 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定、様式第 2 号の改正規定、様式第 3 号及び様式第 4 号の改正規定、様式第 5 号の改正規定、様式第 6 号及び様式第 7 号の改正規定、様式第 8 号の改正規定、様式第 9 号及び様式第 10 号の改正規定、様式第 11 号の改正規定並びに様式第 12 号から様式第 14 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 富山市規則第 42 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日 富山市規則第 23 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日 富山市規則第 109 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 富山市規則第 32 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日 富山市規則第 106 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き入居する者が、施行日において 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者と同居している場合においては、平成 28 年度においてなされた改正前の富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則第 15 条第 1 項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額の申請（同条第 2 項の規定により提出があったものとみなされる場合を含む。）は、改正後の富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則第 15 条各項の規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年6月28日富山市規則第14号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第25条の表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

名称	しゅん工年度	構造	住宅の区分	戸数	家賃（円）
中教院特定 公共賃貸住 宅	14年度	高層耐火	単身者用(A)	4	50,000
			単身者用(B)	7	56,000
			世帯用	20	82,000
上赤江特定 公共賃貸住 宅	15年度	高層耐火	世帯用(A)	5	76,500
			世帯用(B)	10	86,000
			世帯用(C)	5	95,000
新曙町特定 公共賃貸住 宅	8年度	低層耐火	世帯用	2	80,000
高熊特定公 共賃貸住宅	11年度	木造	世帯用	10	65,000
寺山特定公 共賃貸住宅	12年度	中層耐火	世帯用	1	53,600
源川原特定 公共賃貸住 宅	15年度	中層耐火	世帯用(A)	3	64,000
			世帯用(B)	3	65,000
			世帯用(C)	2	68,000
山田中村特 定公共賃貸 住宅	11年度	中層耐火	世帯用(A)	6	40,000
	14年度	中層耐火	世帯用(B)	6	40,000

別表第2（第17条関係）

名称	住宅の区分	入居者の所得区分	入居者負担額（円）
中教院 特定公	単身者用 (A)	238,000円以下	40,000
		238,000円を超え26	42,000

共賃貸 住宅		8,000円以下	
		268,000円を超え322,000円以下	44,000
		322,000円を超え445,000円以下	46,000
		445,000円を超え487,000円以下	48,000
	単身者用 (B)	238,000円以下	44,800
		238,000円を超え268,000円以下	47,000
		268,000円を超え322,000円以下	49,200
		322,000円を超え445,000円以下	51,500
		445,000円を超え487,000円以下	53,700
	世帯用	238,000円以下	65,600
		238,000円を超え268,000円以下	68,800
		268,000円を超え322,000円以下	72,100
		322,000円を超え445,000円以下	75,400
		445,000円を超え487,000円以下	78,700
上赤江 特定公 共賃貸	世帯用(A)	238,000円以下	61,200
		238,000円を超え268,000円以下	64,200
		8,000円以下	

住宅		268,000円を超え322,000円以下	67,300	
		322,000円を超え445,000円以下	70,300	
		445,000円を超え487,000円以下	73,400	
	世帯用(B)	238,000円以下	63,200	
		238,000円を超え268,000円以下	66,400	
		268,000円を超え322,000円以下	69,500	
		322,000円を超え445,000円以下	72,700	
		445,000円を超え487,000円以下	75,900	
	世帯用(C)	238,000円以下	64,600	
		238,000円を超え268,000円以下	67,800	
		268,000円を超え322,000円以下	71,000	
		322,000円を超え445,000円以下	74,200	
		445,000円を超え487,000円以下	77,500	
	新曙町 特定公 共賃貸 住宅	世帯用	322,000円以下	55,000
			322,000円を超え445,000円以下	60,000
445,000円を超え487,000円以下			65,000	

		7,000円以下	
高熊特定公共賃貸住宅	世帯用	238,000円以下	52,000
		238,000円を超え268,000円以下	55,200
		268,000円を超え322,000円以下	58,500
		322,000円を超え445,000円以下	61,700
		445,000円を超え487,000円以下	65,000
寺山特定公共賃貸住宅	世帯用	238,000円以下	42,800
		238,000円を超え268,000円以下	45,500
		268,000円を超え322,000円以下	48,200
		322,000円を超え445,000円以下	50,900
		445,000円を超え487,000円以下	53,600
源川原特定公共賃貸住宅	世帯用(A)	238,000円以下	51,200
		238,000円を超え268,000円以下	54,400
		268,000円を超え322,000円以下	57,600
		322,000円を超え445,000円以下	60,800
		445,000円を超え487,000円以下	64,000

	世帯用(B)	238,000円以下	52,000
		238,000円を超え268,000円以下	55,200
		268,000円を超え322,000円以下	58,500
		322,000円を超え445,000円以下	61,700
		445,000円を超え487,000円以下	65,000
	世帯用(C)	238,000円以下	54,400
		238,000円を超え268,000円以下	57,800
		268,000円を超え322,000円以下	61,200
		322,000円を超え445,000円以下	64,600
		445,000円を超え487,000円以下	68,000
山田中 村特定 公共賃 貸住宅	世帯用(A)	238,000円以下	35,200
		238,000円を超え268,000円以下	36,300
		268,000円を超え322,000円以下	37,400
		322,000円を超え445,000円以下	38,500
		445,000円を超え487,000円以下	40,000
	世帯用(B)	238,000円以下	35,200

	238,000円を超え268,000円以下	36,300
	268,000円を超え322,000円以下	37,400
	322,000円を超え445,000円以下	38,500
	445,000円を超え487,000円以下	40,000

別表第3（第17条関係）

名称	住宅の区分	入居者の所得区分	入居者負担額 (円)
中教院 特定公 共賃貸 住宅	世帯用	238,000円以下	60,300
		238,000円を超え268,000円以下	63,200
		268,000円を超え322,000円以下	66,300
		322,000円を超え445,000円以下	69,300
		445,000円を超え487,000円以下	72,400
上赤江 特定公 共賃貸 住宅	世帯用 (A)	238,000円以下	56,300
		238,000円を超え268,000円以下	59,000
		268,000円を超え322,000円以下	61,900
		322,000円を超え445,000円以下	64,600
		445,000円を超え487,000円以下	67,500

		0 円以下	
世帯用 (B)		2 3 8 , 0 0 0 円以下	5 8 , 1 0 0
		2 3 8 , 0 0 0 円を超え 2 6 8 , 0 0 0 円以下	6 1 , 0 0 0
		2 6 8 , 0 0 0 円を超え 3 2 2 , 0 0 0 円以下	6 3 , 9 0 0
		3 2 2 , 0 0 0 円を超え 4 4 5 , 0 0 0 円以下	6 6 , 8 0 0
		4 4 5 , 0 0 0 円を超え 4 8 7 , 0 0 0 円以下	6 9 , 8 0 0
	世帯用 (C)		2 3 8 , 0 0 0 円以下
		2 3 8 , 0 0 0 円を超え 2 6 8 , 0 0 0 円以下	6 2 , 3 0 0
		2 6 8 , 0 0 0 円を超え 3 2 2 , 0 0 0 円以下	6 5 , 3 0 0
		3 2 2 , 0 0 0 円を超え 4 4 5 , 0 0 0 円以下	6 8 , 2 0 0
		4 4 5 , 0 0 0 円を超え 4 8 7 , 0 0 0 円以下	7 1 , 3 0 0
新曙町 特定公 共賃貸 住宅		世帯用	3 2 2 , 0 0 0 円以下
	3 2 2 , 0 0 0 円を超え 4 4 5 , 0 0 0 円以下		5 5 , 2 0 0
	4 4 5 , 0 0 0 円を超え 4 8 7 , 0 0 0 円以下		5 9 , 8 0 0
高熊特 定公共 賃貸住 宅	世帯用	2 3 8 , 0 0 0 円以下	4 7 , 8 0 0
		2 3 8 , 0 0 0 円を超え 2 6 8 , 0 0 0 円以下	5 0 , 7 0 0
		2 6 8 , 0 0 0 円を超え 3 2 2 , 0 0	5 3 , 8 0 0

		0円以下		
		322,000円を超え445,000円以下	56,700	
		0円以下		
		445,000円を超え487,000円以下	59,800	
		0円以下		
寺山特定公共賃貸住宅	世帯用	238,000円以下	39,300	
		238,000円を超え268,000円以下	41,800	
		0円以下		
		268,000円を超え322,000円以下	44,300	
		0円以下		
		322,000円を超え445,000円以下	46,800	
		445,000円を超え487,000円以下	49,300	
		0円以下		
源川原特定公共賃貸住宅	(A) 世帯用	238,000円以下	47,100	
		238,000円を超え268,000円以下	50,000	
		0円以下		
		268,000円を超え322,000円以下	52,900	
		0円以下		
		322,000円を超え445,000円以下	55,900	
			445,000円を超え487,000円以下	58,800
			0円以下	
	(B) 世帯用	238,000円以下	47,800	
		238,000円を超え268,000円以下	50,700	
0円以下				
268,000円を超え322,000円以下		53,800		
		0円以下		

		3 2 2, 0 0 0 円を超え 4 4 5, 0 0 0 円以下	5 6, 7 0 0
		4 4 5, 0 0 0 円を超え 4 8 7, 0 0 0 円以下	5 9, 8 0 0
世帯用 (C)		2 3 8, 0 0 0 円以下	5 0, 0 0 0
		2 3 8, 0 0 0 円を超え 2 6 8, 0 0 0 円以下	5 3, 1 0 0
		2 6 8, 0 0 0 円を超え 3 2 2, 0 0 0 円以下	5 6, 3 0 0
		3 2 2, 0 0 0 円を超え 4 4 5, 0 0 0 円以下	5 9, 4 0 0
		4 4 5, 0 0 0 円を超え 4 8 7, 0 0 0 円以下	6 2, 5 0 0

別表第 4 (第 2 6 条関係)

特定公共賃貸住宅名	住宅監理員
上赤江特定公共賃貸住宅 中教院特定公共賃貸住宅	市営住宅課長
新曙町特定公共賃貸住宅 高熊特定公共賃貸住宅 寺山特定公共賃貸住宅 源川原特定公共賃貸住宅 山田中村特定公共賃貸住宅	土木事務所建設課長

様式第1号(第4条関係)

特定公共賃貸住宅入居申込書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

次のとおり入居を申し込みます。

希望する特定公共賃貸住宅
特定公共賃貸住宅

入 居 予 定 者			
フリガナ	続柄	生 年 月 日	住 所
氏名	本人	年 月 日	〒 電話
個人番号		障 害 (有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所	就 労 年 月 日	
		年 月 日	
フリガナ	続柄	生 年 月 日	住 所
氏名		年 月 日	〒 電話
個人番号		障 害 (有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所	就 労 年 月 日	
		年 月 日	
フリガナ	続柄	生 年 月 日	住 所
氏名		年 月 日	〒 電話
個人番号		障 害 (有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所	就 労 年 月 日	
		年 月 日	

添付書類

- 1 申込みをする者及び同居親族の収入を証する書類
- 2 扶養親族を確認できる書類
- 3 市町村税の納税証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条、第9条、第12条関係)

特定公共賃貸住宅使用請書

年 月 日

(宛先)富山市長

入居者住所
氏名 (印)
住所
連帯保証人氏名 (印)
電話 ()
勤務先
電話 ()
入居者との続柄
住所
連帯保証人氏名 (印)
電話 ()
勤務先
電話 ()
入居者との続柄

次の特定公共賃貸住宅の使用については、富山市特定公共賃貸住宅条例及び富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する事項を堅く守ります。

また、連帯保証人は、家賃その他の入居者の一切の債務について連帯の責めを負いません。

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	号棟	号室
所 在 地			
家 賃	月額	円	
共 益 費	月額	円	
敷 金	円		
入 居 指 定 日	年	月	日

添付書類 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)及び収入を証する書類

様式第3号(第9条関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更・追加申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 宅 名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室		
入 居 者	㊟	電 話	—

連帯保証人の変更・追加の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 変更・追加の理由

2 変更前の連帯保証人

(1) 住 所

(2) 氏 名

3 変更後又は追加する連帯保証人

連帯保証人として入居者 (特定公共賃貸住宅 号棟 号室)の入居に関する責務については、入居者と連帯して責めを負います。

現 住 所	
氏 名	㊟
生 年 月 日	年 月 日
職業及び勤務先	
入居者との関係	電話 ()

添付書類

- 1 特定公共賃貸住宅使用請書
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第10条関係)

特定公共賃貸住宅入居手続延期申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

住 宅 名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
所 在 地	
入 居 指 定 日	年 月 日

上記の特定公共賃貸住宅の入居手続の延期を申請します。

記

1 入居手続の延期の理由

2 入居予定日

様式第5号(第11条関係)

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	号棟	号室
入 居 者		電 話	()

上記住宅に次の者を同居させたいので、申請します。なお、富山市特定公共賃貸住宅条例、富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、住宅を返還する場合は、同居者も同時に退去させることを誓約します。

現入居者世帯人員	人	同居人員	人	計	人
同 居 し よ う と す る 者					

氏 名	個人番号	続 柄	生年月日	勤 務 先 (勤務先住所)	
				電 話 ()	
				電 話 ()	
				電 話 ()	
同 居 す る 理 由 (具体的に)					

添付書類 同居しようとする者の収入を証する書類

様式第6号(第12条関係)

特定公共賃貸住宅入居承継申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 使用者の氏名 (変更前) ①
使用者の氏名 (変更後) ②

入居の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 特定公共賃貸住宅

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	号棟	号室
-------	----------	----	----

2 変更の理由

--

3 変更後の使用者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 の 名 称 (年 収)
	本 人	年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)

添付書類

- 1 特定公共賃貸住宅使用請書
- 2 承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類
- 3 特定公共賃貸住宅同居親族異動届
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第13条関係)

特定公共賃貸住宅同居親族異動届

年 月 日

(宛先)富山市長

特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者の氏名

入居家族に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者の氏名	使用者との続柄	異動年月日	異動の事由	転出先の住所 (転出の場合のみ)
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	

事務処理欄

様式第8号(第15条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

(宛先)富山市長

申請者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室

氏名
電話 ()

次のとおり特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けたいので、富山市特定公共賃貸住宅条例第14条第3項の規定により申請します。

入居年月日	年 月 日			家 賃		円		備 考
氏 名	続 柄	個人番号	生年月日	勤 務 先	年 間 収 入 額		備 考	
					種 類	金 額		
入居している者	本人				給与・年金 その他	円		
					給与・年金 その他	円		
					給与・年金 その他	円		
					給与・年金 その他	円		
					給与・年金 その他	円		
					給与・年金 その他	円		
別居 扶養 親族					給与・年金 その他	円		
					給与・年金 その他	円		

添付書類 入居者全ての所得を証明する書類その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第18条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所
申請者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏 名 ㊟

特定公共賃貸住宅の家賃の(減免・徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

1 家賃

家賃	月 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
減免又は徴収猶予申請期間	年 月分から 年 月分まで	
減免又は徴収猶予を必要とする理由		

2 世帯の状況

氏 名	続 柄	年 齢	職 業	月 収
	本 人			千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円

添付書類 減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類

様式第10号(第20条関係)

特定公共賃貸住宅不在届

年 月 日

(宛先)富山市長

届出者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏 名

特定公共賃貸住宅を15日以上空家にしますので、次のとおり届け出ます。

空家にする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで		
空家にする理由			
連絡先	住 所		
	勤務先	電 話	()

様式第11号(第21条関係)

特定公共賃貸住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏 名 ㊟
電 話 ()

住宅の用途の一部変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。なお、用途の一部を変更するに当たっては、富山市特定公共賃貸住宅条例、富山市特定公共賃貸住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、近隣の居住者に迷惑を及ぼさないよう誓約します。

特定公共賃貸住宅		特定公共賃貸住宅 号棟 号室
		構造 造 面積 m ²
用 途	変 更 前	
	変 更 後	
用 途 変 更 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (月間)
用 途 変 更 の 理 由		

添付書類 用途を変更しようとする部分の設計図

様式第12号(第22条関係)

特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏名 (印)
電話 ()

特定公共賃貸住宅の模様替え・増築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

模様替え・増築の用途等	用途	
	面積	m ²
	構造	
	施工者名	
工事の施工期間		
模様替え・増築の理由		

添付書類 該当する部分の平面図及び配置図

様式第13号(第23条関係)

特定公共賃貸住宅明渡届

年 月 日

(宛先)富山市長

届出者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏 名

特定公共賃貸住宅を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明 渡 し の 日	年 月 日		
明 渡 し の 理 由	1 住宅新築等	2 民間借家	3 公営住宅
	4 住替え	5 移転(建替え・住戸改良)	6 親族と同居
	7 死亡	8 その他()	
転居先の住所	電話 ()		
勤務先又は連絡先	電話 ()		
家賃滞納	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		
増築物等	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		
住 宅 の 損 傷	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		

様式第14号(第24条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏名 ㊟

自動車駐車場の使用許可を受けたいので、富山市特定公共賃貸住宅条例第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

駐車場の名称	特定公共賃貸住宅駐車場(区画 No.)
使用者氏名	(続柄)
車種及び登録車両番号	車種 登録車両番号

様式第15号(第27条関係)

(表)

第	号	年	月	日交付
特定公共賃貸住宅検査員証				
所 属				
氏 名				
生年月日				
富山市長				印

8cm

6cm

(裏)

注意事項

- 1 この証票は、特定公共賃貸住宅の立入検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与又は譲渡してはならない。